

〈論 文〉

財務諸表監査の变革

——KAMは日本の財務諸表監査を変えるか——

異 島 須賀子*

I はじめに—背景と問題意識

2018年7月に「監査基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会〔2018〕）（以下、改訂監査基準という）が公表され、日本でも「監査上の主要な検討事項」（Key of Audit Matters：以下、引用等をのぞいてKAMという）を記載した新しい監査報告書が導入されることとなった。この監査基準の改訂は、国際的な監査報告書変革の動向¹⁾を踏まえつつ、監査の透明性を向上させる観点にもとづくものである（改訂監査基準 前文 一）。

財務諸表監査²⁾の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある（改訂監査基準 第一 監査の目的 1）。監査報告書は、財務諸表監査の目的である財務諸表の適正性に関する監査意見を表明する唯一の手段である。それゆえ、財務諸表利用者の誤解や逡巡を回避するため、監査人の結論として「適正」もしくは「不適正」の二者択一的な監査意見が簡潔に標準化された文言で記載されたpass/fail型の標準監査報告書が、日本のみならず国際的にも採用されてきたのは、周知のとおりである。

標準監査報告書に関する財務諸表利用者の意識調査では、pass/fail型の監査意見の表明方法を有益とする見解が示される一方で、ほとんどの監査報告書において「適正」意見が表明されている現状をみて、「適正」意見が表明されているといっても、「適正の程度に違いがあるのではないか」とか「かろうじて適正となったものが混在しているのではないか」といった疑念や、「適正／不適正」の結論に至る監査のプロセスや監査人の判断といった監査の内容がブラックボックス化しているとの批判があることが指摘されている（Asare & Wright〔2009〕、Gold *et al.*〔2009〕、Mock *et al.*〔2009〕、Potter *et al.*〔2009〕、井上〔2014〕など）。

* 久留米大学商学部教授

1) 英国が2013年12月期からKAMを記載した監査報告書を導入して以来、オーストラリア、ニュージーランド、中国、香港、シンガポール、インド、カナダ、南アフリカ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、ブラジル、米国などの国が次々と新しい監査報告書を導入するための監査基準を改訂（国によっては適用）している（甲斐〔2017〕43頁）。

なお、米国公開企業会計監視委員会（Public Company Accounting Oversight Board：PCAOB）は、KAMにかえて、「監査上の重要な事項」（Critical Audit Matters：CAM）を採用しているが、両者に実質的な違いはない。

2) 改訂監査基準では、「財務諸表の監査」としているが、これは本稿でいう「財務諸表監査」と同義である。

このような状況において考案され、導入されたのがKAMである。KAMは、「監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項」（改訂監査基準 前文 一）であり、監査報告書における監査意見の位置づけを変更するものではないが、「監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めること」（同）に意義があるとされる。つまり、KAMを監査報告書に記載することは、pass/fail型の監査意見の表明方法を維持しながら、これまでけっして表に出ることのなかった監査人が実施した監査の内容や監査人の判断に関する情報を告知のものとするようになる。それゆえ、監査報告書にKAMを記載することは、単なる監査報告書の記載内容の変更にとどまらず、監査報告のあり方、ひいては財務諸表監査そのもののあり方に大きな変革をもたらす可能性があるといえる。

監査報告書にKAMの記載を求めた改訂監査基準が強制適用されるのは2021年3月期からであるが、早期適用も容認されており、2019年12月期にキヤノンが新しい監査報告書を公表したのを皮切りに、2020年3月期には47社（単体ベースのみのKAMを公表した1社および非公開企業3社をふくむ）がKAMの記載された独立監査人の監査報告書を公表している。

これらの早期適用事例が2021年3月期以降の監査実務の参考事例となることは想像に難くない。実際、2020年9月開催の日本監査研究学会第43回全国大会の統一論題は「わが国におけるKAM記載の実態と課題」（座長：林隆敏氏（関西学院大学））であり、また、日本公認会計士協会は、「監査上の主要な検討事項分析チーム」を立ち上げ、同年10月に監査基準委員会研究資料第1号「『監査上の主要な検討事項』の早期適用事例分析レポート」（日本公認会計士協会〔2020〕）を公表するなど、学術界・実務界ともにKAM早期適用事例を重視している。

本稿では、つぎのように論を展開する。ⅡでKAMの意義を明らかにし、ⅢでKAM早期適用事例を分析する。つづくⅣで監査の透明性と監査報告書の情報価値の向上に貢献し得ると考えられる個別事例を検証し、最後のⅤで本稿の考察結果をまとめ、KAMの強制適用に向けてのインプリケーション、とくにKAMによる財務諸表監査の変革可能性について考察する。なお、具体的考察にあたっては、監査の期待ギャップとの関係で、KAMの内容に焦点を絞ることとする。

Ⅱ KAMの意義

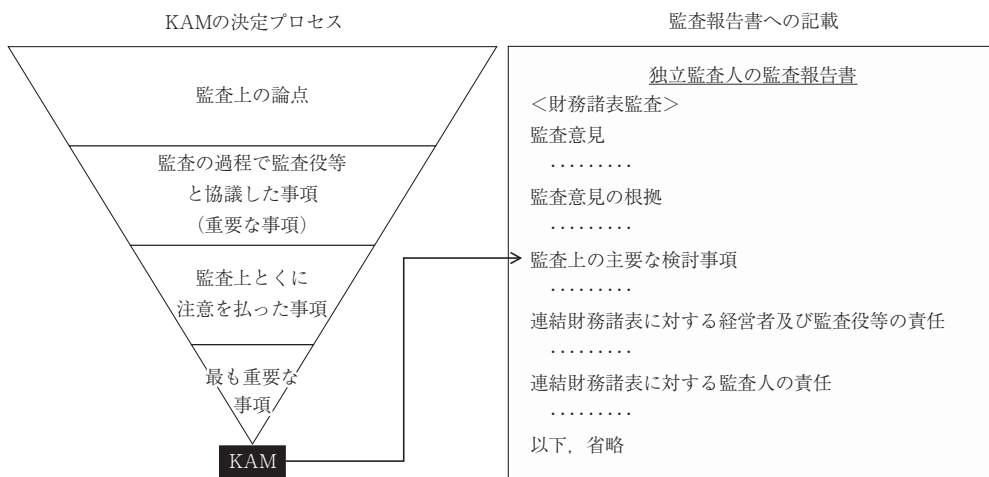
1 KAMの決定プロセスと監査報告書への記載

KAMの決定プロセスについて、改訂監査基準は、監査の過程で監査役、監査役会、監査等委員会または監査委員会（以下、監査役等という）と協議した事項のなかから、とくに注意を払った事項を決定し、当該決定を行った事項のなかからさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家としてとくに重要であると判断した事項を絞り込み、KAMとして決定するとしている（前文 二1（2））。

また、KAMの記載にあたっては、KAMであると決定した事項について、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」区分を設け、関連する財務諸表における開示がある場合には、当該開示への参照を付したうえで、監査上の主要な検討事項の内容、監査人が監査上の主要な検討事項であると決定した理由、および監査における監査人の対応を記載することを求めている（改訂監査基準 第四 報告基準 七2）。

以上のようなKAMの決定プロセスと監査報告書への記載をまとめると、図表1のようになる。

図表1 KAMの決定プロセスと監査報告書への記載



(出所) 日本公認会計士協会〔2017〕7頁, 研究報告第6号Q2-2, および監基報700《文例1》に基づき作成。

図表1に示される決定プロセスを経たKAMを監査報告書に記載することは、KAMという新たな情報が追加されたことによる監査報告書の情報価値向上につながる。とくに、監査人がKAMであると決定した理由や監査における監査人の対応は、監査人にしか記すことしかできない監査の内容そのものに関する情報であり、これらを監査報告書に記載することは、監査の透明化に直結する。しかしながら、監査報告書に記載されたKAMの内容が監査の透明化や監査報告書の情報価値向上に貢献するか否かについては、必ずしも明確ではない。

そこで、以下では「監査上の主要な検討事項」区分に記載されるKAMの内容に絞って考察する。

監査人は関連する財務諸表における開示がある場合には、当該開示への参照を付すことが求められているが、該当する開示がない場合もあり得る。KAMと企業による開示との関係について、改訂監査基準は、つぎのように規定している（前文 二1（5））。

企業に関する情報を開示する責任は経営者にあり、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、経営者による開示を代替するものではない。したがって、監査人が「監査上の主要な検討事項」を記載するに当たり、企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切である。この際、企業に関する情報の開示に責任を有する経営者には、監査人からの要請に積極的に対応することが期待される。また、取締役の職務の執行を監査する責任を有する監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待される。

監査人が追加的な情報開示を促した場合において経営者が情報を開示しないときに、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、監査基準に照らして守秘義務が解除される正当な理由に該当する。

※下線は筆者による。

上記の規定は、監査人が監査報告書にKAMの内容を記載する際に、関連する財務諸表における開示がない場合に一定の要件を満たせば、監査人に企業の「未公表情報」を開示することを容認している。つまり、改訂監査基準は、監査人が企業の未公表情報を開示する道をひらいたといえる。

なお、改訂監査基準が想定している関連する財務諸表における開示は、財務諸表本体と注記事項である。監基報701でも、KAMは、財務諸表に注記されている内容を繰り返して記載することを意図するものではないが、関連する財務諸表における注記事項へ参照を付すことで、経営者が財務諸表を作成する上で当該事項をどのように取り扱ったかについて、想定される財務諸表の利用者が理解を深めることが可能となると明記している（A40）。

2 KAMによる監査の期待ギャップの縮小可能性

つぎにKAMによる監査の期待ギャップの縮小可能性について考えてみよう。

企業は会社情報として注記事項をふくむ財務諸表を、監査人は監査情報として監査報告書を作成・開示しているが、当然のことながら、財務諸表や監査報告書には記載されない情報もある。そのため、財務諸表利用者と企業との間には情報ギャップが、監査人との間にはコミュニケーション・ギャップが常に存在している。この2つをあわせたものが監査の期待ギャップである。

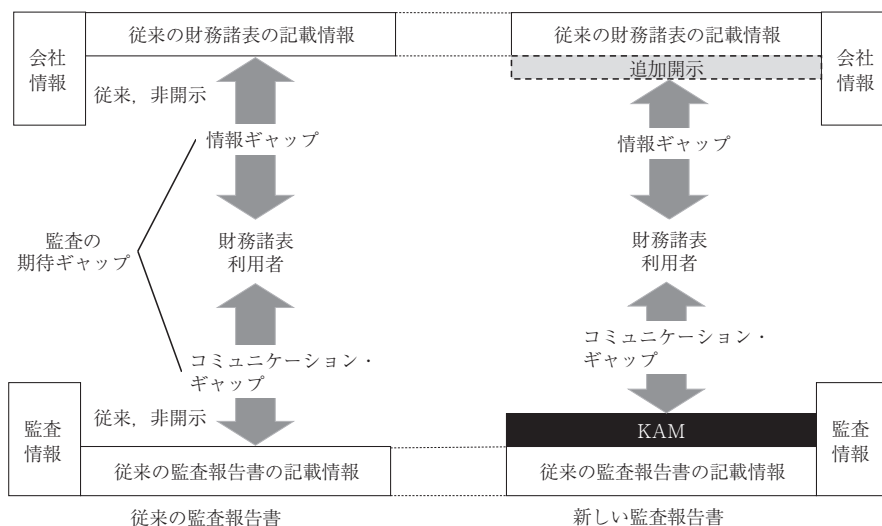
監査の期待ギャップが存在する状況において、KAMのような従来の監査報告書に開示していなかった情報を追加記載することは、財務諸表利用者と監査人との間のコミュニケーション・ギャップを縮小する。KAMとして監査報告書に記された情報を被監査企業が財務諸表本体もしくは注記事項に記載していなければ、当該企業の財務諸表の信頼性が損なわれる可能性がある。そのため、被監査企業は、監査人がKAMに追加的な情報を開示した場合には、従来、非開示の情報であったとしても、KAMに該当する情報を追加開示せざるを得なくなる。その結果、財務諸表利用者と企業との間にある情報ギャップも縮小されることになる。つまり、監査人が監査報告書にKAMを記載することは、直接的にはコミュニケーション・ギャップを、間接的には情報ギャップを縮小し、監査の期待ギャップ全体を軽減することにつながる。以上のことを図示すると、図表2のようになる。

図表2では、被監査企業による追加開示部分を点線枠であらわしている。これは、監査人が監査報告書にKAMを記載したとしても、被監査企業が追加開示するとは限らないという現実を考慮しているためである。より具体的には、監査人の要請をうけても被監査企業が開示しなかった情報（非開示情報³⁾）や、KAMの有無にかかわらず、被監査企業が当初から開示する予定であった情報（当初開示情報）は、KAMの記載によって財務諸表に追加開示されないためである。

3) 改訂監査基準や監基報は、「非開示情報」ではなく、「未公表情報」と表しており、監基報701によると、被監査企業が財務諸表以外の手段（たとえば、書面または口頭で提供するIR情報）で公表しているものは未公表情報にふくまれないとされている（A35）。企業の未公表情報を監査人が開示するか否かという問題は、守秘義務との関係で監査論上の重要な論点であるが、財務諸表監査の保証の範囲の問題とは別の論点である。

かかる理解のもと、本稿（図表2）では、「注記事項をふくむ財務諸表に開示されていない情報」という意味で「非開示情報」と表記している。

図表2 KAMによる監査の期待ギャップの縮小可能性



(出所) Mock *et al.* [2013] p. 329 を参考にして作成。

前者の非開示情報が KAM に記載されるのは、監査人が経営者に追加的な情報開示を促したにもかかわらず、経営者が注記事項に当該情報を開示せず、かつ、監査人が正当な注意を払って職業的専門家として判断した場合にのみ容認されているのは前述したとおりである。それゆえ、KAM に被監査企業の未開示情報があるとすれば、当該情報は経営者が監査人による追加開示の要請を受けてもなお注記事項に開示しなかった情報であると判断できる。

後者の当初開示情報の場合、情報ギャップは縮小されないが、財務諸表利用者は、監査人の要請を受けて財務諸表に追加開示された情報（追加開示情報）と当初開示情報とを識別できない。

また、改訂監査基準は、KAM の記載により企業または社会にもたらされる不利益が、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれない限り、KAM として記載することが適切であり、KAM と決定された事項を監査報告書に記載しないのは極めて限定的であるとしている（前文 二 1（5））。日本公認会計士協会は、2019 年 3 月に開催した市場関係者とのシンポジウムにおいて、KAM は企業に関するアラート情報ではないと説明しているが（日本公認会計士協会〔2019c〕スライド 12）、改訂監査基準を適用した監査報告書に KAM が記載されていない場合、それは、KAM の記載により被監査企業または社会にもたらされる不利益が、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれたというメッセージになりうることに注意が必要である。要するに、改訂監査基準を適用した監査報告書に KAM が記載されていないとしても、監査の期待ギャップは縮小されることになる。

Ⅲ KAM 早期適用事例の分析

本節では、KAM 早期適用企業の概要、記載された個別 KAM の全体的特徴を明らかにしたうえで、KAM の内容と参照元との関係を検証する。なお、本節の分析対象企業の抽出および早期適用企業の概要は、主に KAM 早期適用事例をレビューした拙稿〔2021〕から、本稿の問題意識とか

かわりがある部分を要約したものである。

1 分析対象企業の抽出

金融庁のEDINETより、「独立監査人の監査報告書」にKAMを記載している2020年3月決算の企業を抽出すると56社ヒットした⁴⁾。これら56社から、単体ベースのKAMのみを記載している1社、連結ベースのKAMを記載している非公開企業3社、およびKAMを記載しない旨の定型文のみを記載している9社⁵⁾の13社を除くと43社（連結ベースの個別KAM：98個）となる。

2020年3月期の監査報告書にKAMに関する記載をした企業	56社
単体ベースの個別KAMのみを記載した企業	△ 1社
非公開企業で連結ベースの個別KAMを記載した企業	△ 3社
KAMを記載しない旨の定型文を記載した企業	△ 9社
分析対象企業	<u>43社</u>

4) 本稿での分析は、EDINETおよびプロネクサス社提供の企業総合情報データベースeolで入手したデータを、筆者が分析対象企業の有価証券報告書から手作業で入手したデータで検証・補填したものに基いている。

また、金融庁は、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症（Coronavirus Disease 2019：COVID-19）の感染拡大の影響を踏まえて、2020年4月17日に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（金融庁〔2020〕：内閣府令）を公布し、2020年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する報告書（金融商品取引法に基づく有価証券報告書や四半期報告書等）に関し、企業が個別の申請を行わなくとも、一律に同年9月末まで提出期限を延長することを認めた。内閣府令を受けて、2020年3月期の監査報告書にKAMを記載した企業56社のうち、7月以降に有価証券報告書を提出した企業が4社あった（うち1社は2020年9月30日提出）。

eolによると、7月末までに2,357社、8月末までに2,388社の2020年3月決算の企業が金融商品取引法に基づく有価証券報告書を金融庁に提出・公表している。なお、3月決算の上場企業数は、2020年8月末日時点で2,391社であったが、2020年9月末時点には3社減の2,388社となっている。

なお、三菱ケミカルホールディングスは、2019年6月25日に同年3月期の有価証券報告書とは別に、同年3月期の連結財務諸表について監査人から「監査上の主要な検討事項に相当する事項」（EY新日本有限責任監査法人〔2019〕）の報告をうけたことを公表している。

5) KAMを記載しない旨の定型文を記載した企業9社のうち8社は、後日、これを削除するための訂正報告書を提出している。残りの1社については後述する。

2 早期適用企業の概要

図表3は、KAM早期適用企業の業種ごとの会計基準別・監査事務所別の内訳である。

図表3 KAM早期適用企業の業種ごとの会計基準別・監査事務所別の内訳

業種	全体		会計基準別			監査事務所別				
	合計 (社)	構成比 (%)	日本基 準注1	SEC基準 注2	IFRS 注3	あずさ 注4	トーマツ 注5	EY 注6	PwC 注7	non-BIG 注8
水産・農林業	1	2.33	1			1				
鉱業										
建設業										
製造業	16	37.21		2	14	4	2	8	2	
電気・ガス業	1	2.33	1				1			
運輸・情報通信業	2	4.65	1		1		1	1		
商業	5	11.63	3		2	2	1		1	1
金融・保険業	12	27.91	9	2	1	5	4	2		1
不動産業	4	9.30	4			1		3		
サービス業	2	4.65	1		1					2
合計(社)	43	100	20	4	19	13	9	14	3	4
製造業	18	41.86	2	2	14	5	3	8	2	
非製造業	13	30.23	9		4	3	2	4	1	3
金融・保険業	12	27.91	9	2	1	5	4	2		1
合計(社)	43	100	20	4	19	13	9	14	3	4
構成比(%)	100	—	46.51	9.30	44.19	30.23	20.93	32.56	6.98	9.30

注1：我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の略称

注2：「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条により規定された米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の略称

注3：「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準の略称

注4：有限責任あずさ監査法人の略称

注5：有限責任監査法人トーマツの略称

注6：EY 新日本有限責任監査法人の略称

注7：PwC あらた有限責任監査法人の略称

注8：大手監査法人（あずさ、トーマツ、EY、およびPwC）以外の監査事務所の総称
(出所) 異島〔2021〕図表4。

図表3は、分析対象となるKAM早期適用企業43社の業種をいったん証券コード協議会の業種(大分類)に基づいて分類したうえで、それをさらに、製造業、非製造業(金融・保険業をのぞく)、および金融・保険業の3つに分類したものを会計基準別および監査事務所別にクロス集計したものである。

大分類の業種別では、もっとも多いのが製造業の37.21%、次いで多いのが金融・保険業の27.91%となっており、この2業種だけで、分析対象企業全体の65.12%を占めている。その一方で、建設業および鉱業でKAMを早期適用した企業はなかった。また、製造業、非製造業、および金融・保険業の3つに分類すると、製造業が41.86%、非製造業30.23%、および金融・保険業が27.91%であった。

KAM早期適用企業が採用している会計基準別で分類すると、日本基準採用企業が20社(分析

対象企業の46.51%)と最も多く、ついでIFRS採用企業は19社(同44.19%)となっており、SEC基準採用企業は4社(同9.30%)とかなり少ない。それ故、一見、SEC基準採用企業がKAMの早期適用に対して消極的であるかのような印象を与えるが、これは2020年3月決算のSEC基準採用企業がわずか10社しかないためである。2020年3月決算企業の採用会計基準別のKAM早期適用企業の割合を算出すると、日本基準採用企業(2,243社)の0.89%、IFRS採用企業(147社)の12.93%、SEC基準採用企業の40.00%となる。これらのことから、日本の上場企業の圧倒的多数を占める日本基準採用企業のほとんどがKAMを早期適用していないといえる。

監査事務所別では、KAM早期適用企業の監査を担当している監査事務所のほとんどは大手監査法人(あずさ、トーマツ、EY、およびPwC)であり、分析対象企業全体の90.70%を占めている。しかしながら、その内訳をみると、あずさとEYは30%超、トーマツは20%超のKAM早期適用企業の監査を担当しているのに対し、PwCはわずか6.98%(3社)であるなど、大手監査法人間でも偏りがある。

3 記載された個別KAMの全体的特徴

分析対象企業43社の連結財務諸表にかかる監査報告書には計98個のKAMが記載されていた。1社あたりのKAMの記載個数の平均は2.28個(最大5個、最小1個)、中央値は2であり、業種別、会計基準別、および監査事務所別のいずれにおいてもKAMの記載個数に大きな偏りはなかった。

選定されたKAMの領域は、95個(96.94%)が会計上の見積りに関するものであり、COVID-19の影響をあげたものが16個(16.33%)であった⁶⁾。

つぎに、KAMによる監査の期待ギャップの縮小の有無を検証するため、「監査上の主要な検討事項の内容」の記述と参照元との関係を検証する。

4 KAMの参照元の検証

KAMの見出しもしくは内容に記載されたKAMの参照元を検証すると、参照元である注記事項が明記されていたものが74個(75.51%)、明記されていないものが24個(24.49%)あった。KAMの参照元が明記されていなかったものの内訳をみると、注記事項に同様の記述があるものが6個、有価証券報告書の注記事項以外の部分に同様の記述があるものが17個(うち3個は注記事項と同様の記述があるものと重複)、会計基準や会計処理に関する一般的な説明をしているものが4個あった。注記事項に同様の記述があるのであれば、参照元を明記すべきであった。

また、KAMの内容に、財務諸表のデータから監査人が独自に算出した数値(たとえば、総資産に対するKAMの項目にかかる資産の割合)のほか、財務諸表もしくは有価証券報告書にあるデータからは算出不能な数値(たとえば、KAMとして選定された項目にかかる契約件数)、有価証券報告書に未記載の被監査企業や子会社の情報(たとえば、被監査企業の中期経営計画や、非上場の海外子会社の財務諸表情報)といった被監査企業の「未開示情報」⁷⁾を記載したのもあった。

6) 会計上の見積り以外の領域でKAMに選定されたものとして、COVID-19の影響のみに関するものが2個、財務報告に関連するIT情報システムにかかるものが1個あった。日本公認会計士協会〔2020〕および拙稿〔2021〕に詳しい。

論理的に考えれば、注記事項以外の情報を監査報告書に記載することは、間違いなく、監査の期待ギャップを縮小し、監査報告書の情報価値を高めるという効果を期待できるが、その一方で、参照元の明記云々の問題を越えて、財務諸表監査における信頼性の保証の範囲という財務諸表監査のあり方そのものにかかわる重要な問題、すなわち、「財務諸表監査は財務諸表本体と注記事項以外の情報を保証するのか」という問題を惹起することになる⁸⁾。

Ⅳ KAM 早期適用事例からのインプリケーション

1 AOKI ホールディングス

AOKI ホールディングス（担当監査人：PwC）⁹⁾は、KAM 早期適用企業で唯一、個別 KAM だけでなく、KAM の決定プロセスを記載した監査報告書を公表した企業として、注目されている。

AOKI ホールディングスの監査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分には個別 KAM の記載の前段に、図表 4 のような計 11 の「監査役とコミュニケーションを行った潜在的な重要な虚偽表示リスク及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響」、各事項についての監査人による「潜在的影響額」および「発生可能性」が明示され、最終的に潜在的影響額および発生可能性の両方が「高」とみなされた 3 つの事項が KAM として選択されている。

7) 本稿では「未公表情報」「非開示情報」および「未開示情報」を使いわけている。未公表情報と非開示情報については、本稿の注 3) のとおりである。未開示情報は、「有価証券報告書に記載されていない情報」を意味するため、非開示情報は未開示情報にふくまれることになる。

8) 財務諸表監査において、監査意見だけでなく、監査報告書に記載された財務諸表本体と注記事項以外の情報や監査証拠まで保証するか否かについては、財務諸表監査の重要な論点のひとつであり、2020 年 9 月に開催された日本会計研究学会第 79 回全国大会で特別委員会「開示情報に対する保証の枠組み」（研究代表者：松本祥尚氏（関西大学））の設置が承認されている。

なお、早期適用事例において、有価証券報告書の注記事項以外の部分（たとえば、「事業上のリスク」や「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」など）に KAM に記載された情報と同様の記述があるものが 30 個あったが、該当箇所を参照元として記載したものはなかった。このことから、注記事項以外の有価証券報告書の記述は参照元として記載しないという監査人の姿勢を看取することができる。

9) AOKI ホールディングスは、東証一部上場の小売業で、財務諸表の作成基準として日本基準を採用し、2020 年 6 月 26 日に 2020 年 3 月期の有価証券報告書を提出している。また、図表 3 にあるように、PwC が財務諸表監査を担当した KAM 早期適用企業は 3 社であり、AOKI ホールディングスをのぞく 2 社（トヨタ自動車およびソニー）は、ニューヨーク証券取引所にも上場していることから、すでに SEC 基準に準拠して CAM を公表している。

図表4 AOKIホールディングスの監査報告書の「監査上の主要な検討事項」

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

なお、当監査法人は、連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響等のうち、主に下表の項目について監査役とコミュニケーションを行った。これらの中から、A、B及びCを連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項として選定した。

	監査役とコミュニケーションを行った潜在的な重要な虚偽表示リスク及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響	潜在的 影響額 (*3, 4)	発生 可能性 (*3, 4)
A	新型コロナウイルス感染症拡大による影響 (*1)	高	高
B	ファッション事業における減損会計の適用 (*2)	高 ↑	高 ↑
C	エンターテインメント事業における減損会計の適用 (*2)	高 ↑	高 ↑
D	ファッション事業における棚卸資産の評価	中 →	中 ↑
E	アニヴェルセル・ブライダル事業における減損会計の適用	低 →	中 ↑
F	繰延税金資産の回収可能性	中 →	低 ↑
G	資産除去債務の計上	低 →	低 ↓
H	経営者による内部統制の無効化リスク (*2)	高 →	低 →
I	収益認識に係るリスク	高 →	低 →
J	不動産賃貸事業に係る表示方法の変更 (*1)	低	中
K	セグメント情報の変更 (*1)	低	中

*1：当連結会計年度に新たに監査役とコミュニケーションを行った項目である。

*2：特別な検討を必要とするリスクに該当する項目である。

*3：上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。

*4：上表における矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する前連結会計年度からの推移を表しており、利用者にとってより有用な情報となるよう「高」「中」「低」内で変動があった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。

(出所) AOKIホールディングス〔2020〕88-89頁。

財務諸表利用者は、図表4の記述から、仮に個別KAMの記載がなかったとしても、監査人が、監査の過程で、どのような点に注意を払い、どのような事項について監査役等と協議し、さらに、それぞれの事項についてどのように判断をしたのかを看取できる。

2020年3月期のKAMの早期適用事例において図表4のようなKAMの決定プロセスを記載したのはAOKIホールディングスの監査報告書だけであったが、監査の透明性向上と監査報告書の情報価値を高めるというKAMの意義に鑑みれば、2021年3月期以降の強制適用においては、監査報告書に図表4のようなKAMの決定プロセスを記載することがのぞましいことはいうまでもない。

2 りそなホールディングス

下記は、りそなホールディングス（担当監査人：トーマツ）¹⁰⁾の「アパートマンションローンに係る貸倒引当金の評価」（りそなホールディングス〔2020〕183頁）のKAMの内容を一部抜粋し

たものである。

貸出金には、サブリース契約に基づき不動産業者が家賃収入を保証する賃貸物件のオーナーに対するもの（アパートマンションローン）が含まれる。サブリースとは、不動産業者が物件を施工するとともにオーナーから一括で借り上げることで家賃収入を保証する一方、別途入居者に転貸する仕組みである。

今般、一部不動産業者のサブリース物件において施工不備が発覚し、これに起因して物件の入居率が低下している中、会社は当該不動産業者のサブリース物件のオーナーに対する貸出金約4,600億円（約8,000件）について、物件の改修期間の長期化に伴って入居状況及び収支の改善に関する不確実性が高まっていることから、追加的に貸倒引当金を計上している。

本件貸倒引当金の計上においては対象となる貸出金の範囲の特定に加えて、物件の将来の入居状況及び収支に係る見積りの不確実性への対応が特に重要になる。直近の入居状況に基づいて貸出金の分類や損失の見積りを行うことも考えられるが、現状では会社がオーナーから信頼性の高い情報を継続的に入手することに困難が伴う。また施行不備の改修工事が長期化しており直近の状況のみから各物件の将来の収益性を予測することは十分とは言えない。このため経営者は、本件貸倒引当金を見積もるに当たり直近の入居状況や収支状況に関する情報に加えて、施工不備等に関する情報を利用し、施工不備が重度であるほど物件の将来の入居状況及び収支の改善の不確実性が高いと見込んでいる。

※下線は筆者による。

下線部に記された情報は、りそなホールディングスの有価証券報告書のどこにも記載されていない「非開示情報」である。当該非開示情報から、財務諸表利用者は、りそなホールディングスがサブリース契約に基づく賃貸物件のオーナーに対する貸出金のうち約4,600億円（約8,000件）について、サブリース物件における施工不備があることや、当該物件の改修工事の長期化により各物件の将来の収益性の予測が困難であることなどの情報を得るほか、経営者がこれらの情報を注記事項に追加開示しなかったと判断できる。それゆえ、りそなホールディングスの当該KAMは、コミュニケーション・ギャップはもちろん、情報ギャップの縮小にも貢献しているといえる。

日本公認会計士協会は、市場関係者とのシンポジウムにおいて、KAMはビジネスリスクの開示ではないと説明しているが（日本公認会計士協会〔2019c〕スライド12）、上記のKAMにおいては、りそなホールディングスが有価証券報告書に当該情報を開示していないため、KAMがビジネスリスクを開示するものとなっている。すなわち、KAMがビジネスリスクを開示することは想定されていないが、KAMに未開示情報がふくまれている場合は、結果的に、被監査企業が開示していないビジネスリスクを開示することになり、りそなホールディングスのケースはまさに、被監査企業の未開示情報をふくむKAMがビジネスリスクの開示となったケースであるといえる。

10) りそなホールディングスは、東証一部上場の銀行業で、財務諸表の作成基準として日本基準を採用しており、2020年6月23日に2020年3月期の有価証券報告書を提出している。

加えて、りそなホールディングスのケースにおいては、未開示情報をふくむ当該 KAM を被監査企業に関するアラート情報と解する財務諸表利用者がいる可能性も否定できない。

3 アジア開発キャピタル

KAM 早期適用企業においては、個別 KAM が記載されることなく、単体ベース¹¹⁾の財務諸表に対する監査報告書の「財務諸表監査における監査人の責任」区分に KAM にかかる下記のような定型文を記載した企業が 9 社あった。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

※下線は筆者による。

これら 9 社のうち、アジア開発キャピタル（担当監査人：アスカ監査法人¹²⁾）をのぞく 8 社は 2020 年 3 月期の有価証券報告書を提出してから 1 か月以内にこれを削除する訂正報告書を提出している¹³⁾。

監査報告書に個別 KAM がなく、「財務諸表監査における監査人の責任」区分に上記の下線部のような記載がある場合、KAM の記載により被監査企業や社会にもたらされる不利益が、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれたことを意味する。換言すれば、このような場合、財務諸表利用者によっては、「被監査企業や社会にとって不利益になるような KAM がある」というアラートと理解しかねない。

アジア開発キャピタルの事例は、個別 KAM が記載されていないにもかかわらず、監査の期待ギャップが縮小されたケースであるといえる。

V おわりに

本稿では、KAM の導入により、監査の期待ギャップが縮小され、監査の透明性が向上するとともに、監査報告書の情報価値が高まる論理を明らかにした。とくに、監査人が KAM であると決定した理由や監査における監査人の対応は、監査人にしか記すことのできない監査の内容そのもの

11) 2020 年 3 月期の KAM 早期適用に際し、連結財務諸表に対する監査報告書に KAM の定型文のみを記載した企業はなかった。本稿では、アジア開発キャピタルの事例を除き、連結ベースの KAM を分析対象としている。

12) アジア開発キャピタルは、東証二部上場の証券、商品先物取引業で、財務諸表の作成基準として日本基準を採用しており、2020 年 3 月期の有価証券報告書を提出したのは、内閣府令により延期された有価証券提出期限の最終日（2020 年 9 月 30 日）であった。

13) 2020 年 12 月 11 日時点までにアジア開発キャピタルの訂正報告書は提出されていない。

に関する情報であり、これらを監査報告書に記載することは監査の透明化に直結することを指摘した。

他方、新しい監査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分に記載される KAM の内容については、被監査企業の注記事項との関係から、「当初開示情報」、「追加開示情報」、「未公表情報」、「非開示情報」、および「未開示情報」にわけて考察した。監査人が KAM という従来の監査報告書には記載されていなかった情報を追加するにあたって、被監査企業が従来、未開示であった情報を注記事項に追加開示すれば、被監査企業と財務諸表利用者との間にある情報ギャップは縮小されるが、財務諸表利用者は、追加開示情報と当初開示情報（KAM の有無にかかわらず当初から注記事項に記載される予定であった情報）とを識別できない。また、改訂監査基準や監基報は、守秘義務の観点から、KAM に被監査企業の未公表情報を記載する要件を掲げているが、本稿では、未公表情報はもちろん、注記事項に記載されていない情報（未開示情報）や有価証券報告書に記載されていない情報（非開示情報）を監査人が KAM に記載することは、財務諸表監査における信頼性の保証の範囲という財務諸表監査のあり方そのものにかかわる重要な問題、すなわち、「財務諸表監査は財務諸表本体と注記事項以外の情報を保証するのか」という問題を惹起することを究明した。この問題は、KAM 導入が新たな監査の期待ギャップのトリガーとなり得る危険性をはらんでいる。

加えて、本稿では、3つの KAM の個別事例を検証し、場合によっては、KAM が被監査企業のビジネスリスクの開示やアラートにもなるうることを論証した。

本稿での考察のインプリケーションは、KAM の導入により、財務諸表監査の信頼性の保証の範囲が従来よりもはるかに広がる可能性があることである。これは、本稿での考察に基づく KAM 導入による論理的な帰結であり、監査実務にたざさわる会計士の責任がさらに重くなる可能性を含意している。

参考文献・参考資料

- AOKI ホールディングス〔2020〕『有価証券報告書』2020年3月期。
アジア開発キャピタル〔2020〕『有価証券報告書』2020年3月期。
EY 新日本有限責任監査法人〔2019〕「監査上の主要な検討事項に相当する事項の報告」2019年6月25日付、
<https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/ir/pdf/00828/00941.pdf>。
異島須賀子〔2013〕「監査報告書の拡充とその帰結」『会計・監査ジャーナル』第25巻第10号、111-118頁。
異島須賀子〔2014〕「IAASBとASBによる委託研究の概要」井上善弘編著『監査報告書の新潮流』同文館出版、
65-74頁。
異島須賀子〔2019〕「監査報告書の変革に関する研究」『会計・監査ジャーナル』第31巻第5号、129-136頁。
異島須賀子〔2020a〕「日本における KAM の事例分析—三菱ケミカルホールディングスの事例を中心として—」
『久留米大学商学研究』第35巻第2号、1-26頁。
異島須賀子〔2020b〕「日本における KAM 早期適用事例のレビュー」『日本監査研究学会第43回全国大会 報告
要旨集』。
異島須賀子〔2020c〕「日本監査研究学会第43回全国大会統一論題当日資料：日本における KAM 早期適用事例の
レビュー」。
異島須賀子〔2021〕「日本における監査報告の変革—KAM 早期適用事例のレビュー—」『会計論叢』第16号（近
刊）。

- 井上善弘〔2014〕「監査報告モデル研究の視座」井上善弘編著『監査報告書の新潮流』同文館出版, 1-13頁。
- 甲斐幸子〔2017〕「米国公開企業会計監視委員会 監査報告に関する新しい監査基準～監査の透明性の向上に向けて～」『会計・監査ジャーナル』第29巻第9号, 32-43頁。
- 加藤達彦〔2018〕「実験的研究でわかったKAMが投資家・陪審員の判断に与える影響」『企業会計』第70巻第4号, 62-68頁。
- 企業会計審議会〔2018〕「監査基準の改訂に関する意見書」, 7月5日。
- 金融庁〔2016〕「『会計監査の在り方に関する懇談会』提言—会計監査の信頼性確保のために—」, 3月8日。
- 金融庁〔2017〕「『監査報告書の透明化』について」, 6月26日。
- 金融庁〔2020〕「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」, 4月17日。
- 後藤紳太郎〔2020a〕「KAMの早期適用事例及び見積の仮定についての開示から読み取れる我が国における開示に対する意識の変革について」『日本監査研究学会第43回全国大会 報告要旨集』。
- 後藤紳太郎〔2020b〕「日本監査研究学会第43回全国大会当日報告資料：KAMの早期適用事例及び見積の仮定についての開示から読み取れる我が国における開示に対する意識の変革について」。
- 佐久間義浩〔2019〕「各国におけるKAMの開示実態と学術的研究の動向—KAM研究における新たな研究機会の提示—」『現代監査』第29号, 42-54頁。
- 佐久間義浩〔2020〕「日本監査研究学会第43回全国大会当日報告資料：諸外国におけるKAM適用後レビュー—日本におけるKAM導入初年度における証拠—」。
- 住田清芽〔2018〕「KAM試行の結果からみるわが国監査人・被監査会社への影響」『企業会計』第70巻第4号, 27-36頁。
- 日本公認会計士協会〔2017〕「監査報告書の透明化 KAM試行の取りまとめ」企業会計審議会第39回監査部会・資料1, 11月17日。
- 日本公認会計士協会〔2019a〕「監査基準委員会報告書701：独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」, 2月27日。
- 日本公認会計士協会〔2019b〕「品質管理基準委員会報告書第1号：監査事務所における品質管理」, 2月27日。
- 日本公認会計士協会〔2019c〕「資本市場の関係者との対話シンポジウム：監査上の主要な検討事項（KAM）の有意義な導入に向けて」, 3月8日。
- 日本公認会計士協会〔2019d〕「監査・保証実務委員会実務指針第85号：監査報告書の文例」, 6月27日。
- 朴大栄〔2018〕「監査報告書変革の課題—KAM導入に向けて—」『桃山学院大学総合研究所紀要』第44巻第1号, 23-39頁。
- 朴大栄・小澤義昭・松本祥尚〔2019〕「KAMと監査報告書」『桃山学院大学総合研究所紀要』第45巻第1号, 25-42頁。
- 林隆敏〔2019〕「『監査上の主要な検討事項』と企業情報開示」『会計・監査ジャーナル』第31巻第2号, 23-25頁。
- 林隆敏編著〔2019〕『監査報告の変革—欧州企業のKAM事例分析—』中央経済社。
- 深井忠〔2018〕「KAMは監査報告書の情報有用性に貢献するか」『企業会計』第70巻第4号, 54-61頁。
- 町田祥弘編著〔2019a〕『わが国監査規制の新潮流』同文館出版。
- 町田祥弘編著〔2019b〕『監査の品質に関する研究』同文館出版。
- 松本祥尚〔2018〕「監査報告のパラダイムシフト—監査人からのコミュニケーション向上の必要性—」『会計・監査ジャーナル』第26巻第8号, 127-134頁。
- 松本祥尚〔2019〕「『監査上の主要な検討事項』導入によって期待される効果と課題：公認会計士に対するKAM想定利用に関するアンケート」『Discussion & IR』第10号, 78-88頁。
- 松本祥尚〔2020〕「監査報告書拡張の更なる進展」『同志社商学』第71巻第6号, 103-118頁。
- 松本祥尚・町田祥弘・関口智和〔2020〕『監査報告書論—KAMをめぐる日本および各国の対応』中央経済社。
- 三菱ケミカルホールディングス〔2019〕『有価証券報告書』2019年3月期。
- りそなホールディングス〔2020〕『有価証券報告書』2020年3月期。

- Asare, S. K., & A. Wriarth [2009], *INVESTORS', AUDITORS', AND LENDERS' UNDERSTANDING OF THE MESSAGE CONVEYED BY THE STANDARD AUDIT REPORT*, September.
- The Center for Audit Quality [2018], *Critical Audit Matters: Key Concepts and FAQs for Audit Committees, Investors, and Other Users of Financial Statements*, https://www.thecaq.org/wp-content/uploads/2019/03/caq_critical_audit_matters_key_concepts_faqs_2018-07.pdf, July.
- Gold, A., U. Gronewold, & C. Pott [2009], *Financial Statement Users' Perceptions of the IAASB's ISA 700 Unqualified Auditor's Report in Germany and the Netherlands*, July.
- Mock, T. J., J. L. Turner, G. L. Gray, & P. J. Coram [2009], *The Unqualified Auditor's Report: A Study of User Perceptions, Effects on User Decisions and Decision Processes, and Directions for Further Research*, May.
- Mock, T. J., J. Bédard, P. J. Coarm, S. M. Davis, R. Espahbondi, & R. C. Warne [2013], "The Audit Reporting Model: Current Research Synthesis and Implications," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 32 (Supplement 1).
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) [2017], AS 3101: *The Auditor's Report on an Audit of Financial Statements When the Auditor Expresses an Unqualified Opinion*.
- Porter, B., C. Ó hÓgartaigh, & R. Baskerville [2009], *REPORT ON RESEARCH CONDUCTED IN THE UNITED KINGDOM AND NEW ZEALAND IN 2008 INVESTIGATING THE AUDIT EXPECTATION-PERFORMANCE GAP AND USERS' UNDERSTANDING OF, AND DESIRED IMPROVEMENTS TO, THE AUDITOR'S REPORT*, September.

付記

本稿は、JSPS 科研費 JP19K02032（研究代表者：異島須賀子）および久留米大学ビジネス研究所の個人プロジェクトの研究助成金を受けた研究成果の一部であるとともに、2020年9月1日・2日に開催された日本監査研究学会第43回全国大会の統一論題報告・討論の一部を大幅に加筆・修正したものである。